

広島県の内部統制に関する方針

今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、公正で適切な職務の執行を行うための内部統制の充実に向けた取組を総合的かつ横断的に推進し続けることが必要です。

このため、内部統制に関する方針を策定し、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底及びリスク管理に基づき、ガバナンス（統治）機能の充実を図り、不適正な事務処理の発生を未然に防止するとともに、適切かつ効率的な業務遂行を確保するため、以下に掲げる取組を推進します。

1 内部統制の対象事務及び取組の方向性

（１）内部統制の対象事務

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）による改正後の地方自治法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項第 1 号に規定する財務に関する事務とします。

（２）内部統制の取組の方向性

「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行政経営の基本方針に基づき、既存の仕組みを活用しながら、全庁的な内部統制の推進体制及び評価体制を整備し、その運用に当たっては、推進体制や各所属の取組などが有効に機能して適正な事務の管理及び執行が確保されているか、不断の把握と見直しに努めるとともに、内部統制は、職員一人ひとりの日常の業務執行の中で行われるという共通理解の下、全庁で次の取組を推進します。

①法令等遵守の徹底

法令遵守意識の徹底及び倫理観を向上させるため、職員への研修などを行います。

②適切なリスク管理の実施

業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務における様々なリスクを把握し、評価した上で、対応が必要なリスクに対する内部統制を適切に整備・運用することにより、リスク発生の回避及び発生時の適切な対応に努めます。

③財務報告等の信頼性の確保

予算、決算の財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続に基づく報告等の作成、情報の適切な保存及び管理の徹底に努めます。

④現金及び財産の適正な管理など

県が保有する現金及び財産の保全を図るため、適正な手続に基づき、取得、管理及び処分を行います。

2 内部統制の実施体制

次の体制により実施します。

(1) 全庁的な推進体制

全庁的な推進組織として、「内部統制推進連絡会議」を設置し、次に掲げる取組を推進します。

- ① 内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。
- ② 職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。
- ③ リスク対応策の整備に関すること。
- ④ その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。

(2) 内部統制の評価体制

内部統制を評価する担当部局を定め、次に掲げる取組を推進します。

- ① 内部統制の評価に必要な企画及び立案に関すること。
- ② 内部統制の評価の実施及び運用の改善に関すること。
- ③ その他内部統制の評価に必要な事項を定めること。

(3) 各所属における内部統制の取組

各所属は、適切なリスク管理の下、業務執行するとともに、定期的な点検・報告を行います。

3 対象とする機関

知事部局、上下水道部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部の各課（室）及び各地方機関（県立学校及び警察署を含む。）

4 監査委員との連携

内部統制をより効果的に実施していくため、監査委員との情報共有や意見交換により連携を図ります。

5 方針の見直し

内部統制の評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、柔軟に本方針の見直しを行います。

なお、本方針は法第 150 条第 1 項に規定する内部統制に関する方針です。

令和 7 年 3 月 17 日

広島県知事 湯崎 英彦

（令和 2 年 3 月 18 日制定）